

議案第 22 号

寒川町町税条例等の一部改正について

寒川町町税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 31 日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町町税条例等の一部を改正する条例

(寒川町町税条例の一部改正)

第 1 条 寒川町町税条例(昭和 60 年寒川町条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

附則第 8 項の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度」に改め、同項中「地方税法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 3 号)附則第 22 条第 1 項」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 号)附則第 14 条第 1 項」に、「平成 30 年度から令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度」に改める。

(寒川町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 寒川町町税条例等の一部を改正する条例(令和元年寒川町条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条のうち、寒川町町税条例附則の改正規定中「附則第 15 項」を「附則第 19 項」に改め、「繰り下げ」の次に「、附則第 18 項中「令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間」を「法附則第 29 条の 18 第 3 項の特定期間」に改め、同項を附則第 19 項とし、附則第 15 項から附則第 17 項までを 1 項ずつ繰り下げ」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例のうち、第 1 条の規定は令和 3 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寒川町町税条例附則第 8 項の規定は、令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和 2 年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

(第1条関係)寒川町町税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>附 則</p> <p>1～7 (略)</p> <p>(平成30年度から令和2年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税の経過措置)</p> <p>8 <u>地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3及び第25条の3の規定は、適用しない。</u></p> <p>9～25 (略)</p> <p>～略～</p>	<p>～略～</p> <p>附 則</p> <p>1～7 (略)</p> <p>(令和3年度から令和5年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税の経過措置)</p> <p>8 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第 号)附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3及び第25条の3の規定は、適用しない。</u></p> <p>9～25 (略)</p> <p>～略～</p>

(第2条関係)寒川町町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(寒川町町税条例の一部改正)</p> <p>第3条 寒川町町税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>～略～</p> <p>附則第24項を附則第25項とし、<u>附則第15項から附則第23項までを1項ずつ繰り下げ</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____、</p> <p>附則第14項の次に次の1項を加える。</p> <p>(令和4年度分及び令和5年度分の軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>15 (略)</p> <p>～略～</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(寒川町町税条例の一部改正)</p> <p>第3条 寒川町町税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>～略～</p> <p>附則第24項を附則第25項とし、<u>附則第19項から附則第23項までを1項ずつ繰り下げ、附則第18項中「令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間」を「法附則第29条の18第3項の特定期間」に改め、同項を附則第19項とし、附則第15項から附則第17項までを1項ずつ繰り下げ、</u></p> <p>附則第14項の次に次の1項を加える。</p> <p>(令和4年度分及び令和5年度分の軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>15 (略)</p> <p>～略～</p>

(改正附則)

現行	改正案
	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例のうち、第1条の規定は令和3年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の寒川町町税条例附則第8項の規定は、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和2年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。</u></p>